

公益財団法人ブルボン吉田記念財団 寄付金募集要項

1. 公益財団法人ブルボン吉田記念財団の事業目的

当財団は、学力優秀でありながら経済的事由等により修学が困難は学生に対する奨学援護及び文化、芸術、体育等への振興に関する事業を行うことにより、人材の育成、教育の振興並びに公衆の教養の向上及び心身の健全な発展を図り、もって社会の発展及び国民の健康・福祉の向上に寄与することを目的としています。

2. 事業内容

当財団は、上記の目的を達成するため、以下の事業を行うとともに、事務局においてはその他必要な事業を行っております。

- (1) 学資金の貸与又は給付
- (2) 文化資料館、博物館、美術館等の設置・運営
- (3) 文化、芸術、体育等に関する振興活動
- (4) その他、上記の目的を達成するために必要な事業

3. 寄付金の使途

当財団の実施する公益目的事業に使用させていただきます。

- (1) 当財団が実施する「ドナルド・キーン・センター柏崎」の運営費
 - (2) 当財団が実施する文化、芸術、体育等の振興活動の運営費
 - (3) 当財団の管理費
 - (4) 上記、(1) 項、(2) 項の公益目的事業に 50%以上使用いたします。
- *使途を特定の事業というご指定があれば寄付時にその旨お申し出ください。

4. 寄付金の募集期間

随時

5. 寄付金の対象

個人 一口 10,000円 法人 一口 50,000円

6. 申込方法

所定の「一般寄付金申込書」又は「特定寄付金申込書」にご記入のうえ、下記宛に御申し込みいただきます。

申込受付 〒945-0063 新潟県柏崎市諏訪町10番17号
公益財団法人ブルボン吉田記念財団 事務局
TEL : 0257-21-9223 FAX : 0257-28-5755

7. 振込方法

申込書が到着次第、寄付金納入のご案内をご送付させていただきます。

*振込手数料のご負担をお願いいたします。

8. 寄付顕彰

寄付金取扱規程により、寄付を行った者への顕彰は、別表のとおりとする。

9. 寄付金に対する税制上の優遇

当財団は、公益財団法人の認定を受けております。当財団に対する寄付金には、税制上の優遇措置が適用されます。詳細は所轄の税務署又は税理士にお尋ねください。

個人寄付の場合

「所得控除」が受けられます。

(寄付金額－2,000円)の金額が所得金額から控除されます。

控除額は所得金額の40%が限度となります。

法人寄付の場合

通常の一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

(別表)

1. 目的

ブルボン吉田記念財団の活動の永続性を確保するための資金調達の方法として広く世間から「寄付」を募る場合、寄付者に対する顕彰の方法を以下に定める。

2. 寄付金の取扱い及び募集については、「寄付金取扱規程」及び「寄付金募集要項」にて定める

3. 寄付金額

個人 一口 10,000円
法人 一口 50,000円

4. 寄付顕彰

個人 10,000円以上	寄付者名簿への記載
法人 50,000円以上	財団HPへのご芳名、法人名の記載
個人、法人問わず 1,000,000円以上	寄付者名簿への記載 財団HPへのご芳名、法人名の記載 理事長名による感謝状贈呈
個人、法人問わず 10,000,000円以上	寄付者名簿への記載 財団HPへのご芳名、法人名の記載 理事長名による感謝状贈呈 特別記念品の贈呈

・特定寄付金を対象とした寄付者については、寄付の目的となる事業を明確に記載することとする。
・ただし、匿名の希望及び辞退者については、その限りではない。

5. その他

・特定寄付金として「ナルド・キーン・センター柏崎」の事業に対しての寄付に関する顕彰についてはセンター内での銘板による氏名・法人の掲出を将来的に検討することとする。

・個人、法人を問わず2口以上の寄付を10年以上継続いただいた寄付者に対しての顕彰も将来的に検討することとする。